

青森県報

号外第二十五号

令和五年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 青森県個人情報保護に関する規則……………(総務学事課) ……四

訓 令

- 青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令……………(人事課) ……八
- 青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……八
- 職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一〇
- 青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第八目 分掌事務の特例(第十六条の五)」を

「第七目の五 国スポ・障スポ局各課の分掌事務(第十六条の五)」

第八目 分掌事務の特例(第十六条の六)

に改める。

第七条中「エネルギー総合対策局」を
「エネルギー総合対策局
国スポ・障スポ局」

に改める。

第八条第一項の表企画政策部の項中「地域活力振興課」の下に「DX推進課」を加え、同表に次のように加える。

国スポ・障スポ局

総務企画課、競技式典課、施設調整課

第十条の総務部の項の第五号中「及びエネルギー総合対策局」を「、エネルギー総合対策局及び国スポ・障スポ局」に改め、同条に次のように加える。

国スポ・障スポ局

一 第八十回国民スポーツ大会に関する事項

二 第二十五回全国障害者スポーツ大会に関する事項

第十一条の行政経営課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十五号を削る。

第十一条の二の企画調整課の項の第八号中「及びエネルギー総合対策局」を「、エネルギー総合対策局及び国スポ・障スポ局」に改め、同条の地域活力振興課の項の次に次のように加える。

DX推進課

一 デジタルトランスフォーメーションの総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

二 デジタルトランスフォーメーションの総合的な推進に関すること。

三 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

第十五条の水産振興課の項中第二十六号を第二十七号とし、第十四号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次のように加える。

十四 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関すること。

第十六条の建築住宅課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第二節第二款第八目中第十六条の五を第十六条の六とし、同款第七目の四次に次の一目を加える。

第七目の五 国スポ・障スポ局各課の分掌事務
(国スポ・障スポ局各課の分掌事務)

第十六条の五 国スポ・障スポ局各課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務企画課

一 局内の人事、組織、予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入通知に関する事務を除く。及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関する事。

二 局の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関する事。

三 第八十回国民スポーツ大会及び第二十五回全国障害者スポーツ大会に係る広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事。

四 第二十五回全国障害者スポーツ大会の競技運営に関する事。

五 第二十五回全国障害者スポーツ大会の式典に関する事。

六 第二十五回全国障害者スポーツ大会の施設に関する事。

七 第二十五回全国障害者スポーツ大会に係る宿泊、輸送、交通、医事・衛生、警備、消防防災等に関する事。

八 局内他課の主管に属しない事務に関する事。

競技式典課

一 第八十回国民スポーツ大会の競技運営に関する事。

二 第八十回国民スポーツ大会の式典に関する事。

施設調整課

一 第八十回国民スポーツ大会の施設に関する事。

二 第八十回国民スポーツ大会に係る宿泊、輸送、交通、医事・衛生、警備、消防防災等に関する事。

第十七条第二十号中「第二百七十一条第一項第一号から第六号までに掲げる物品の取得を除く」を「第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品(以下「集中調達物品」という。)の取得に限る」に改める。

第十七条の二の会計管理課の項の第十三号中「青森県財務規則第二百七十一条第一項第一号から第六号までに掲げる物品の取得を除く」を「集中調達物品の取得に限る」に改める。

第十九条の二第一項、第十九条の三第一項、第二十条第一項及び第三項、第二十条

の二第一項、第二十一条第一項並びに第二十四条の四第一項中「及びエネルギー総合対策局」を「エネルギー総合対策局及び国スポ・障スポ局」に改める。

第三十二条第一項第四号中「青森県財務規則第二百七十一条第二項に規定する」を削る。

第七十五条中「第十二条第二項及び第四項」を「第十二条第三項及び第五項」に改める。

第九十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 侵入警戒有害動植物の侵入調査事業に関する事。

第二百二十八条中「課等」を「課」に改める。

別表第一企画政策部交通政策課の項の次に次のように加える。
企画政策部 DX推進課 IT専門監 デジタルトランスフォーメーションに関する専門的な助言及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。

別表第三青森県環境保健センターの項中「次長」の下に「研究管理監」を加える。

別表第四第三号の表学芸員の項の次に次のように加える。

研究管理監 特に重要な研究項目の企画、立案及び調整に関する事務を整理する。

別表第六中「庶務担当課等」を「庶務担当課」に改め、同表青森県私立学校審議会

の項の次に次のように加える。

青森県情報公開・個人情報保護審査会	個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じて調査審議を行い、並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法	会長	学識経験者	五人以内	二年	委員の互選
総						

<p>律第八十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における同法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議すること。</p>	
	課 事 学 務

別表第六青森県行政不服審査会の項中「事項」の下に「(個人情報の保護に関する法律第六十六条第一項の審査請求に係る事項を除く。)」を加え、同表青森県情報公開・個人情報保護審査会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(青森県褒賞規則の一部改正)

2 青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加える。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)

3 青森県災害対策本部に関する規則(昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加える。

第五條第一項の表エネルギー総合対策部の項の次に次のように加える。

国スポ・障スポ部	国スポ・障スポ局長
----------	-----------

第六條エネルギー総合対策部の項の次に次のように加える。

国スポ・障スポ部

部等設置条例第二条第十一号に規定する国スポ・障スポ局の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

第八條第一項中「エネルギー開発振興課」の下に「、総務企画課」を加える。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條の三第一項第十三号の二口中「第三十八條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同号ハ中「第三十八條第五項」を「第五十三條第五項」に改め、同項第十五号イ中「第七條第一項及び第十二條第八項」を「同條第十項及び第四十四條の九第一項」に、「同條第六項(第七條第一項)を「第十二條第八項(第四十四條の九第一項)に、「第七條第一項及び第十三條第七項」を「同條第七項及び第四十四條の九第一項」に改め、同号ハ中「第七條第一項」を「第四十四條の九第一項」に、「第四十四條の七第一項」を「第四十四條の十一第一項」に改め、同号ニ及びホ中「第七條第一項」を「第四十四條の九第一項」に改め、同号ヘからチまでの規定中「第七條第一項及び第二十六條」を「第二十六條及び第四十四條の九第一項」に改め、同号ヌ中「第七條第一項、第二十六條」を「第二十六條、第四十四條の九第一項」に改め、同号ルからツまでの規定中「第七條第一項」を「第四十四條の九第一項」に改め、同号ネ中「第七條第一項」を「第四十四條の九第一項」に、「又は」を「及び」に改め、同号ウ中「第七條第一項」を「第四十四條の九第一項」に改め、同号中クをやとし、キからオまでをノからクまでとし、ウの次に次のように加える。

キ 第四十四條の三の三(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。)及び第五十條の四の規定による退院及び死亡の届出の受理に関すること。

第四条の三第一項第十八号口中「及び」の下に「同条第三項の規定による」を加える。

第六条第五号口中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号ハ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

第十三条第一項第十二号イ中「農業経営改善計画」の下に「(同条第六項に規定する事項が記載されているものを除く。以下この号において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。)及び青森県個人情報の保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第三条 県の機関等は、個人情報ファイル(法第七十四条第二項第九号に掲げるもの)に限り、条例第三条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿は、県の機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当しないものとなったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該県の機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第三条第二項第三号の規則で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第三条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第四条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第一号様式)による。

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法)

第五条 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第八十七条第一項の規定により県の機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報に記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧(開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当な理由がある場合にあっては、当該出力したものの写しの閲覧)又はその写しの交付

二 用紙に出力することができる電磁的記録以外の電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報に記録されている電磁的記録を専用機器により再

生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報について当該各号に定める方法による開示を容易に行うことができる場合においては、当該保有個人情報の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とすることができる。

一 前項各号に掲げる保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録の写しの交付

二 前項第一号に掲げる保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

(保有個人情報開示実施方法等申出書)

第六条 令第二十六条第一項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第二号様式)による。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第七条 令第二十八条第四項の規則で定める方法は、納入通知書により納付する方法
その他県の機関が定める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第八条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第三号様式)による。

(保有個人情報利用停止請求書)

第九条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第四号様式)による。

(法の施行の状況の公表)

第十条 条例第十七条の規定による県の機関等における法の施行の状況の公表は、毎年度の六月三十日までに、その前年度における当該状況を青森県報に登載して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 開示請求の件数及び開示決定等の状況

二 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

三 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

四 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況

五 その他必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(青森県個人情報保護条例施行規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 青森県個人情報保護条例施行規則(平成十一年五月青森県規則第五十六号)

二 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)

第1号様式 (第4条関係)

保有個人情報開示請求書

(県の機関等の長) 殿

年 月 日

請求者	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 (電話番号) ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 (電話番号) ()		

代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 (電話番号) ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 (電話番号) ()		
代理人の種類別	1 未成年者の親権者等 2 成年後見人 3 本人の委任による代理人		

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項 [請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。]	開示の実施方法等 1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 3 1及び2 1 希望する 2 希望しない
--	---

注1 開示の実施方法等については、開示決定後に提出していただく保有個人情報開示実施方法等申出書(第2号様式)により別途申し出ることができます。

2 請求者が本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)を提示し、又は提出してください。ただし、この請求書を送付して請求する場合は、当該書類を複写機で複写したものと及び当該書類に記載された本人であることを示す書類(住民票の写し等で、請求する日前三0日以内に作成されたもの)に限り、を提出してください。

3 代理人が請求する場合には、2の書類のほか、「代理人の種類別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等で請求する日前三0日以内に作成されたもの)に限り、を、3のときは本人の英印を押し印した委任状(請求する日前三0日以内に作成されたもの)に限り、及びその押し印した英印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

※職員記載欄

担当課(室・所)	
----------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第6条関係)

保有個人情報開示実施方法等申出書

(県の機関等の長) 殿

年 月 日

申出者	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 (電話番号) ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 (電話番号) ()		

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示の実施の方法等を申し出ます。

開示を受ける保有個人情報に係る決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 付 第 号
開示を受ける保有個人情報の名称等	
求める開示の実施方法等 希望する番号を○で囲んでください。 県の機関等の事務所における開示を希望する場合は、開示の実施希望日を記載してください。	閲覧、聴取又は視聴 1 全部 2 一部 (以下に開示を求める部分を記載) [] 写しの交付 1 全部 2 一部 (以下に開示を求める部分を記載) [] 写しの送付を 1 希望する 2 希望しない [] 開示の実施希望日 年 月 日

※職員記載欄

担当課(室・所)	
----------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第8条関係)

保有個人情報訂正請求書

(県の機関等の長) 殿

年 月 日

請求者	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()	電話番号
	電話番号	() () ()	

代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()	電話番号
	電話番号	() () ()	
代理人の種別	1	未成年者の親権者等	2 成年後見人 3 本人の委任による代理人
	2	成年後見人	
	3	本人の委任による代理人	

個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示を受けた保有個人情報に係る決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 付 第 号
開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	

注1 請求者が本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)を提示し、又は提出してください。ただし、この請求書を送付して請求する場合は、当該書類を複写機で複写したものと及び当該書類に記載された本人であることを示す書類(住民票の写し等で、請求する日前30日以内に作成されたもの)に限り、提出してください。

2 代理人が請求する場合には、1の書類のほか、「代理人の種別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等で、請求する日前30日以内に作成されたもの)に限り、3のときは本人の実印を押印した委任状(請求する日前30日以内に作成されたもの)に限り、及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

※職員記載欄

担当課(室・所)	
備考	用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第9条関係)

保有個人情報利用停止請求書

(県の機関等の長) 殿

年 月 日

請求者	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()	電話番号
	電話番号	() () ()	

代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	郵便番号	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()
	住所又は居所	郵便番号	
連絡先	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 で囲んでください。() () ()	電話番号
	電話番号	() () ()	
代理人の種別	1	未成年の親権者等	2 成年後見人 3 本人の委任による代理人
	2	成年後見人	
	3	本人の委任による代理人	

個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示を受けた保有個人情報に係る決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 付 第 号
開示を受けた保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	

注1 請求者が本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)を提示し、又は提出してください。ただし、この請求書を送付して請求する場合は、当該書類を複写機で複写したものと及び当該書類に記載された本人であることを示す書類(住民票の写し等で、請求する日前30日以内に作成されたもの)に限り、提出してください。

2 代理人が請求する場合には、1の書類のほか、「代理人の種別」の欄が1又は2のときは法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等で、請求する日前30日以内に作成されたもの)に限り、3のときは本人の実印を押印した委任状(請求する日前30日以内に作成されたもの)に限り、及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

※職員記載欄

担当課(室・所)	
備考	用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(青森県庁議運営規程の一部改正)

第一条 青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加え、同条第四項の表エネルギー総合対策局長の項の次に次のように加える。

国スポ・障スポ局長	国スポ・障スポ局次長
-----------	------------

第九条中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加える。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第二条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和三十七年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「、行政経営課長」を削り、「地域活力振興課長」の下に「、DX推進課長」を、「エネルギー開発振興課長」の下に「、総務企画課長」を加える。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第三条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二

号)の一部を次のように改正する。

別表一中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を、「エネルギー総合対策局次長」の下に「、国スポ・障スポ局次長」を加える。

別表二中「原子力立地対策課長」の下に「、総務企画課長」を加える。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)

第四条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加える。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第五条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加える。

別表第二中

「(エネルギー総合対策局)

エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長

を

「(エネルギー総合対策局)

エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長

に改める。

(国スポ・障スポ局)

総務企画課長

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「課長、」を「課長及び」に改め、「及び国民スポーツ大会準備室長」を削り、同条第八号中「課長代理、」を「課長代理及び」に改め、「及び国民スポーツ大会準備室長代理」を削る。

第四条第一項中「及び観光国際戦略局」を「、観光国際戦略局及び国スポ・障スポ局」に改め、同条第六項中「（室を含む。）」を削る。

第八条第三項中「及び観光国際戦略局」を「、観光国際戦略局及び国スポ・障スポ局」に改める。

第九条第三項中「及び観光国際戦略局」を「、観光国際戦略局及び国スポ・障スポ局」に改め、同項第三号中「観光国際戦略局」の下に「及び国スポ・障スポ局」を加える。

第十条第七項中「及び出納局」を「、国スポ・障スポ局及び出納局」に改める。
第十一条第四項中「（室を含む。）」を削る。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄の第三十九号中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第十六条第一項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第八十条」に改め、同項の課長専決事項の欄の第二十三号中「並びに」の下に「継続費及び」を加え、同欄の第三十九号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九條第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五條第一項」を「第一百一条第一項」に改め、同表保健衛生課の項の第一号の部長専決事項の欄ハ中「第十四條の二第八項」を「第十四條の二第七項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第七條第一項及び第十二條第七項」を「第十二條第九項及び第四十四條の九第一項」に、「第七條第一項」を「第四十四條の九第一項」に改め、同項の第七号の部長専決事項の欄ロ中「第三十八條第五項」を「第五十三條第五項」に改め、同号の課長専決事項の欄ロ中「第三十八條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同表障害福祉課の項の第七号の部長専決事項の欄ホ中「第三十三條第四項」を「第三十三條第三項」に改

め、同表食の安全・安心推進課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「防除計画の策定」を「異常発生時防除を行うべき区域等の決定」に改め、同イを同欄ハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第二十二條の二第四項の規定による総合防除基本指針の策定及び変更に係る意見に関すること。

ロ 第二十二條の三第一項の規定による総合防除計画の策定に関すること。

別表第一食の安全・安心推進課の項の第四号を削り、同表構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同欄に次のように加える。

ニ 第十二條第六項（第十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業用施設の整備に関する事項の協議等及び変更の協議等に関すること。

ホ 第十三條の二第一項の規定による次に掲げる事項の処理に関すること。

(1) 第十二條第一項の規定による農業経営改善計画（同条第六項に規定する事項が記載されているものに限る。）及び(3)において同じ。）の認定に関すること。

(2) 第十三條第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定に関すること。

(3) 第十三條第二項の規定による農業経営改善計画の認定の取消しに関すること。

別表第一構造政策課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「限り」を「限り、部長の専決に係るものを除く」に改め、同イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第六条第五項の規定による基本構想の協議等及び変更の協議等に関すること。

別表第一構造政策課の項の第二号の部長専決事項の欄ニ中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同欄中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、同号の課長専決事項の欄ロを削り、同項の第八号の部長専決事項の欄イ中「第七條第六項」を「第八條第五項」に改め、同イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第五條第十二項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業の実施に関する事項及び農林地所有権移転等促進事業に関する

事項の協議等及び変更の協議等に関すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄ル中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改め、同表水産振興課の項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第二項の規定による通知に関すること。

別表第一港湾空港課の項の第一号の部長専決事項の欄ヲ中「第四十五条の第四一項」を「第四十五条の第三一項」に改め、同表建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄ツ中「同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に改め、「及び同条第三項の規定による建築の許可」を削り、同欄ネ中「許可」を「建築物の許可」に改め、同号の課長専決事項の欄ニ中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「第五十八条第二項」を加え、同欄中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第五十二条第六項第三号の規定による建築物の部分の認定に関すること。

別表第二出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長の部長共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第十号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二条」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改め、同表地域県民局長の項の第五号を次のように改める。

五 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）第五条第二項の規定による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定の取消し及び同法第九条の規定による報告の徴収に関すること。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員等の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員等の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員等の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「を占める」を「（以下「短時間勤務の職」という。）を占める」に改める。

第二条の表の第一号中「再任用」を「定年前再任用及び暫定再任用」に改め、同表の第二十七号の四の上欄中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同号の下欄中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項」に、「又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらの者に準ずるものとして職員の再任用に関する条例（平成十二年十二月青森県条例第六十六号）第二条」を、「定年前再任用された者のうち任期が満了したことにより退職した者又は同条例附則第八項第三号若しくは第九項第四号」に改め、同号を同表の第二十七号の六とし、同表の第二十七号の三中「第四条」を「第四条第一項若しくは第二項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第三項」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同号を同表の第二十七号の五とし、同表の第二十七号の二中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改め、「職員等の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号。以下「」及

び「」という。)を削り、同号を同表の第二十七号の四とし、同表の第二十七号の次に次の二号を加える。

二十七の二 定年前 再任用	職員は定年等に関する条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号。以下「定年条例」という。)第十条の規定により、年齢六十年に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用すること。
二十七の三 異動期 間の延 長	定年条例第九条第一項又は第二項の規定により、管理監督職(定年条例第六条に規定する職をいう。以下同じ。)以外の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(定年条例第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)を延長すること。

第二条の表の第三十三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、同表の第三十七号の二の次に次の一号を加える。

三十七の三 給料月 額七割 措置	職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)附則第七項の規定により、職員の給料月額について、当該職員が六十歳に達した日以後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、同条例により当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とすること。
---------------------------	--

第四条中「エネルギー総合対策局長」の下に、「国スポ・障スポ局長」を加え、同条の表中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、同表の第十四号の区分の欄中「再任用」を「暫定再任用」に改め、同号の備考の欄中「又は勤務延長」を「、勤務延長」に、「を引き続き再任用する」を「又は定年前再任用された者のうち任期が満了したことにより退職した者を引き続き暫定再任用する」に改め、同号を同表の第十六号とし、同表の第十三号を同表の第十五号とし、同表の第十二号の次に次の二号を加える。

十三 定年前再任用	<ul style="list-style-type: none"> 一 履歴書 二 身体検査書 三 免許資格を必要とする職にあつては、免許資格証の写し 四 身上申告書(第一号様式) 五 前歴証明書(第三号様式) 六 写真 	<ul style="list-style-type: none"> 二通 一通 二通 一通 一通 一枚 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢六十年に達した日以後に退職した者を引き続き定年前再任用するときは、添付書類を省略することができる。
十四 異動期間の延長	異動期間の延長をされる職員の当該異動期間の延長に同意する旨の書面	一通	

第七条第一項の表の第一号中「定年退職、再任用」を「定年前再任用、異動期間の延長、定年退職、勤務延長、暫定再任用」に改める。
別表3の項中

本人の意に反し役付職より役付職以外の職に降任させる場合	青森県職員 氏名 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により主事(技師)に降任させる ○○部○○課勤務を命ずる	を
本人の意に反し役付職より役付職以外の職に降任させる場合	青森県職員 氏名 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により主事(技師)に降任させる ○○部○○課勤務を命ずる	に
管理監督職勤務上限年齢に達したことにより管理監督職から管理監督職に降任させた	青森県職員 氏名 地方公務員法第28条の2第1項本文の規定	

「督職以外の職に降任させる場合」 定により〇〇部〇〇課〇〇に降任させる

「定再任用する」は「総括主幹専門員（週〇〇時間〇〇分〇〇秒勤務）」や「総括主幹専門員」は

短時間勤務の職の場合は、1週間当たりの勤務時間も発令する。
短時間勤務の職の場合は、1週間当たりの勤務時間も発令する。

短時間勤務の職の場合は、1週間当たりの勤務時間も発令する。

再任用の任期の更新の場合
再任用の任期を 年 月 日まで更新する

任期の定めのない職員となつた場合
青森県職員 氏名 氏名
任期の定めのない職員となつた

暫定再任用の任期の更新の場合
暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する
青森県職員 氏名 氏名

「再任用の任期の満了」や「暫定再任用の任期の満了」は「勤務延長されていない」「期限の到来による」や「勤務延長の期限の到来による」は

青森県職員 氏名
職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により 年 月 日限り退職

青森県職員 氏名
条例第4条第〇項の区分は第1項又は第2項のうちの該当項を入れる。
年 月 日限り退職

「第28条の2第1項」や「第28条の6第1項」は「第28条の2第1項」や「第28条の6第1項」は

27の2 定年前再任用等
役付職員以外
の職員に定年前再任用する場合
青森県職員に定年前再任用する専門員（週〇〇時間〇〇分〇〇秒勤務）に補する
〇〇部〇〇課勤務を命ずる
任期は 年 月 日までとする

氏名
〇〇業務の区分は、この表の付表の業務区分によるものとし、各業務の職務の内容は、当該付表に定めるとおりとする。

氏名
技能主事（週〇〇時間〇〇分〇〇秒勤務）に定年前再任用する
〇〇部〇〇課勤務を命ずる
任期は 年 月 日までとする

技能労務職員に定年前再任用する場合

任期の満了による退職の場合	青森県職員 氏名 定年前再任用の任期の満了により 年 月 日限り退職	
27の3 異動 期間の 延長等	青森県職員 氏名 職員が定年等に関する条例第9 条第○項の規定により 年 月 日 まで異動期間を延長する	条例第9条第○項の区分は第1項又は第2項のうちの該当項を入れる。
	青森県職員 氏名 異動により管理監督職勤務 上限界年齢に達していない職員となつた場合	青森県職員 氏名 異動期間を延長されていない職員となつた

別表34の3の項の次に次のように加える。

34の4 給料 月額 七割 措置	青森県職員 氏名 給料月額、年 月 日以後、職員 の給与に関する条例第7項の規定により 算定される額とする	
職員の給与に 関する条例附 則第7項の規 定の適用を受 けないことと なつた場合	青森県職員 氏名 職員の給与に関する条例附則第8 項第2号に掲げる職員に該当する こととなり、年 月 日以後、同 条例附則第7項の規定の適用を受け ないこととなつた	

第七号様式中「部長」を「部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第九条第二項中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加える。

第一号様式及び第二号様式中「内申者名」を「内申者名」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円